# NPO法改正等について

2021年2月17日

内閣府　共助社会づくり推進担当

# 目次

Ⅰ.改正NPO法の概要

Ⅱ. NPO法に基づく各種事務のオンライン化の検討について

Ⅲ.その他

①新型コロナウイルス感染症対応関連　各種団体の寄附・基金情報について

②現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例の拡充（2020年4月施行）

③コレクティブ・インパクトの海外事例調査報告の概要（2020年7月公表）

## Ⅰ.改正NPO法の概要

・改正NPO法は2020年12月2日成立、同年12月9日公布、2021年6月9日施行
・施行日までにＮＰＯ法施行規則、「記入の手引き」を改定予定

### 縦覧期間の短縮　【①設立の迅速化】

○ 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「１月間」から「２週間」に短縮する。（10条2項）
○ 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により 公表する。（10条2項）
　⇒ この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行うものとする。（10条3項）
○ 申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、２週間から１週間に短縮する。（10条4項）

### 住所等の公表等の対象からの除外　【②個人情報保護の強化】

○　設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる役員名簿（10条2項）
○　請求があった場合に認定・特例認定ＮＰＯ法人が閲覧させる役員名簿・社員名簿（45条、52条）
○　請求があった場合に 所轄庁が閲覧・謄写させる役員名簿・社員名簿（30条）
これらについて、 個人の住所・居所についての記載の部分を除く。

### ＮＰＯ法人（認定・特例認定）の提出書類の削減　【③事務負担の軽減】

○「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。（55条1項前段）
（※ 引き続き、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」については、義務とする。）
○「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから 内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。（55条1項後段）

⇒「役員報酬規程」・「職員給与規程」について毎事業年度の提出を不要とする一方、
役員等報酬の状況を新たに、毎事業年度、提出する

# Ⅱ．NPO法に基づく各種事務のオンライン化について

骨太の方針2020（2020年7月17日閣議決定）（抜粋）

「NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人が活動しやすい環境を整備する」

改正NPO法附則第８条（2020年12月9日公布）

（情報通信技術の利用のための措置）

「政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」

⇒2020年12月「デジタル・ガバメント実行計画（2020年改定）」において、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、2022年度（令和4年度）に運用を開始することが盛り込まれた。

（参考１）デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月25日閣議決定）（抜粋）

オンライン化対象手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、ＮＰＯ情報管理・公開システムを改修し、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、移行段階に入ることができるよう、環境整備を行う。

その上で、早期にオンライン化の詳細について検討し、システムを構築するとともに、所轄庁やＮＰＯ法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、2022 年度（令和４年度）に運用を開始する。

（参考２）規制改革会議デジタル・ガバメント ワーキング・グループ 第４回資料（2020年11月24日開催）資料（抜粋）

「特定非営利活動促進法（以下、「ＮＰＯ法」）では、特定非営利活動法人（以下、「ＮＰＯ法人」）の市民に対する広範な情報公開の観点から、ＮＰＯ法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に毎年度提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。

ＮＰＯ法では、これらの書類の提出方法について、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けているが、現状としては、電子申請の利用率は低い。

ＮＰＯ法人が所轄庁に提出すべき書類について、ＮＰＯ　法人がウェブサイトを通じてオンラインで入力・提出し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能なシステム（ウェブ報告システム）を内閣府が整備・提供することを検討する。今後速やかに検討を進め、令和３年の可能な限り早い時期に、システム構築に向けて着手する。

# Ⅲ.その他

## ①新型コロナウイルス感染拡大への対応を支える各種団体の寄附・基金情報について

内閣府NPOホームページ　https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/kifu-kikinn

- 「医療・福祉」を支援する
- 「事業者」を支援する（飲食業／観光業／中小・小規模事業者）
- 「共助」を支援する（子ども／孤立対策／ボランティア活動など）
- 「文化・芸術・スポーツ」を支援する
- その他の支援

■ 当リストに掲載を希望する団体は、問い合わせフォームからご連絡ください。なお、お申し込みいただいた団体情報を非掲載とする場合もあること、掲載や非掲載の場合の理由等を含め、当方から連絡は一切しないことを、あらかじめご承知おきください。

お問い合わせフォーム

## ②現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例の拡充

### 現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例の拡充

ＮＰＯ法人に対し、個人が現物資産（土地、建物、株式など）を寄附した場合、一定の要件を満たすとみなし譲渡所得税（資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する課税）が非課税となります。
令和2年度税制改正において、認定ＮＰＯ法人・特例認定ＮＰＯ法人への寄附について、この非課税承認される特例が拡充されました（2020年４月１日施行）。

### 概要

1. 現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例の拡充（PDF形式:402KB）
2. 「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の令和２年度税制改正のあらまし（国税庁資料）（PDF形式:164KB）

### 証明申請等

1. 認定ＮＰＯ法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得非課税承認～証明申請等の手引き～（PDF形式:1987KB）（2020年４月24日掲載）
2. 基金明細書の様式雛形（Excel:53KB）

内閣府NPOホームページ　https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/minashijyoto

# ③社会課題の解決における成果最大化に向けた協働の海外事例調査（2019年度）について

本調査は、多様な主体が連携して社会課題解決にのぞむに際し、成果最大化に向けた協働のあり方を検討し、今後の我が国における協働の更なる広がりに向けた手掛かりを得ることを目的としたもの。「コレクティブインパクト」の事例とされる海外事例を収集し、成果の高い協働となるために重要とされる要素のうち４つの要素に注目して各事例での具体的な取組を調査し、得られる示唆をとりまとめた。

## 4-2 社会課題解決における成果最大化に向けた示唆

■ 社会課題の解決に向けた協働の取組のために、各事例調査を踏まえ抽出できた、協働に向けたポイントを以下に記載する。

### 1 課題把握

多くの取組開始時において、長い場合には数年間をかけて、課題を把握するための調査を丁寧に実施。支援を受けたことのある当事者や地域の方々の声を丹念に聞き、支援を行う団体や有識者等が課題は何であるかを議論し明確に把握する。
効果的な支援を実現する上では、問題の所在や取り組むべき課題を明確にすることが課題解決の出発点として重要。

### 2 共通の課題認識（アジェンダ）

発言力の大きい特定の者が課題認識を付与するのでは、成功に結び付かないことが示唆された。
関係者が対等な立場で議論を行い、課題への共通認識を醸成すること、そして、共通認識に対しての取組方法が団体間で異なることを尊重し補完しあうことが、協働による支援の方向づけを行う上で極めて重要なプロセスである。

### 3 関係者の関与

課題把握やアジェンダ設定のための徹底的な議論を通して、事務局機能を担う団体が様々なデータや状況を収集し、関係者に共有し、長期的な協働を維持している取組も見られた。
協働を推進する上では、大きなアジェンダのもと、特定のアプローチを押し付けるのではなく、多様な関係者がそれぞれの方法で取り組むことを尊重し、許容し、補完し合って協働に取り組むことが重要である。

### 4 成果

コレクティブインパクトの手法を意識した複数の取組があった中でも、成果指標を数値で設定していなかった。
共通の課題認識のもと、関係者がそれぞれの方法で取り組むことを尊重しながら取組の成果を増大させていくには、データの捕捉・共有と、データに基づく取組の改善が重要であり、そのために研究者が関与することも有効である。

内閣府ホームページ　https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/kyoudou/kyoudou_index.html

内閣府NPOホームページ
https://www.npo-homepage.go.jp/

内閣府ホームページ「民間公益活動促進のための休眠預金等活用」
https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html